

令和 3 年 3 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 15 号	長門市環境整備協力費基金条例	・・・ 1
第 16 号	長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 2
第 17 号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・ 4
第 18 号	長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	・・・ 21
第 19 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・ 23
第 20 号	長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・ 26
第 21 号	長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例	・・・ 31
第 22 号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	・・・ 33
第 23 号	長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 35
第 24 号	長門市特産品販売センター条例を廃止する条例	・・・ 39
第 25 号	長門市くじら資料館の指定管理者の指定について	・・・ 40
第 26 号	村田清風記念館の指定管理者の指定について	・・・ 41
第 27 号	木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について	・・・ 42
第 28 号	市道路線の認定について	・・・ 44
第 29 号	山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について	・・・ 46
第 30 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 49
第 31 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・ 49
第 32 号	長門市教育委員会委員の任命について	・・・ 50

報告

第 1 号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）	・・・ 51
-------	---------------------------------------	--------

長門市環境整備協力費基金条例

1 趣旨（第 1 条関係）

モーターボート競走に係るボートレースチケットショップながとにおける勝舟投票券の売上げに関し、本市に納入される環境整備協力費の使途を明確化し、有効活用を図るため、長門市環境整備協力費基金を設置する。

2 基金の積立て（第 2 条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを規定

■基金の財源

（1）環境整備協力費について

下関市公営企業管理者との協定書に基づく環境整備協力費の支払い

- ・行政協定書に基づき、売上額の 100 分の 1 に相当する額を上限として支払われる。（料率改定は両者協議の上決定）

（2）年間歳入見込額

- ・年間 10,000 千円程度の歳入見込み
（令和 2 年度分は 6,000 千円程度）

3 処分（第 6 条関係）

次の事項の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分できることを規定

- （1）教育及び子育て環境の整備を図るための財源に充てるとき。
- （2）地域活性化を図るための財源に充てるとき。
- （3）ボートレースチケットショップながと周辺の環境整備に要する財源に充てるとき。

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

条文中に規定する地方公務員法第 25 条第 2 項の規定に基づき職員に支給すべき給与から控除できる項目として、「職員宿舍使用料」を追加し、明文化するもの。

2 改正の内容

職員に支給する給与から控除できる項目として、市が山口県や山口県後期高齢者医療広域連合等に派遣し、又は国等から派遣された職員を居住させるために市が借り上げた職員宿舍に入居した際に職員が負担する「職員宿舍使用料」を追加（第 7 条の 2 関係）

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (給与からの控除) 第 7 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定に基づき職員に支給すべき給与から控除できるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(6) (略) <u>(7) 職員宿舍使用料</u> <u>(8)</u> (略)	本則 (給与からの控除) 第 7 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定に基づき職員に支給すべき給与から控除できるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(6) (略) (新設) <u>(7)</u> (略)

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和元年 5 月 17 日公布、令和 3 年 4 月 1 日施行）に伴い、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の床面積の合計の下限が引き下げられたことで範囲が拡大し、本市において「建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務」を行うこととなることから手数料を新設する。

また、改正法に関連する「低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務」の手数料についても県が一部改定することから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 別表（第 2 条関係）（その 4）に建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する事務の追加により、建築物エネルギー消費性能適合性判定（変更適判、軽微変更証明共）手数料を設置
- (2) 別表（第 2 条関係）（その 4）の低炭素建築物新築等計画認定（変更認定共）申請手数料を一部改正
 - ・ 1 戸建て住宅の区分を、床面積の合計が「200 m²未満のもの」と「200 m²以上のもの」に分割
 - ・ 非住宅建築物の手数料を区分する床面積の単位について「以下」を「未満」・「超え」を「以上」に改正
 - ・ 非住宅建築物の「床面積の合計が 300 m²以上のもの」の手数料を改正
 - ・ 備考における手数料、字句を改正
- (3) 別表（第 2 条関係）（その 4）の建築物エネルギー消費性能向上計画認定（変更認定共）申請手数料を一部改正
 - ・ 非住宅建築物等の字句を改正
 - ・ 非住宅建築物等の「床面積の合計が 300 m²以上のもの」の手数料を改正
 - ・ 備考における手数料、字句を改正
- (4) 別表（第 2 条関係）（その 4）の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料を一部改正
 - ・ 非住宅建築物等の「床面積の合計が 300 m²以上のもの」の手数料を改正
 - ・ 備考における手数料、字句を改正

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

長門市証明等手数料条例新旧対照表

改正後					現行				
別表(第 2 条関係)					別表(第 2 条関係)				
(その 1)					(その 1)				
(表は省略)					(表は省略)				
(その 2)					(その 2)				
(表は省略)					(表は省略)				
(その 3)					(その 3)				
(表は省略)					(表は省略)				
(その 4)					(その 4)				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
(略)					(略)				
低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1)1 戸建ての住宅	床面積の合計が <u>200 m²</u> 未満のもの 1 件につき	39,000 円	低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(1)1 戸建ての住宅	1 件につき	47,000 円
			床面積の合計が <u>200 m²</u> 以上のもの 1 件につき	47,000 円					
		(2) (略)				(2) (略)			
		(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 未満のもの 1 件につき	115,000 円	(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 以下のもの 1 件につき	115,000 円		
			床面積の合計が <u>300 m²</u> 以上のもの 1 件につき	150,000 円		床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるもの 1 件につき	188,000 円		
		(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 未満のもの 1 件につき	253,000 円	(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 以下のもの 1 件につき	253,000 円		
			床面積の合計が <u>300 m²</u> 以上のもの 1 件につき	326,000 円		床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるもの 1 件につき	402,000 円		
		備考				備考			
		1～3 (略)				1～3 (略)			
		4 (1)に係る申請書に、住宅の品質				4 (1)に係る申請書に、住宅の品質			

確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 54 条第 1 項各号（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

- ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円
イ 200 ㎡以上のもの 42,000 円

5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

- ア 1 戸のもの 42,000 円
イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 117,000 円
ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 126,000 円
エ 11 戸以上 25 戸以下のもの 160,000 円
オ 26 戸以上のもの 212,000 円

6 (3)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する

確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第 54 条第 1 項各号（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）

の添付がある場合の手数料の金額は、42,000 円を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (新設)
(新設)

5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた額とする。

- ア 1 戸のもの 42,000 円
イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 117,000 円
ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 126,000 円
エ 11 戸以上 25 戸以下のもの 160,000 円
オ 26 戸以上のもの 212,000 円

6 (3)に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務の項において「法」という。）第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項及び建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する

事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 105,000 円

イ 300 m²以上のもの 134,000 円

7 (4)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 243,000 円

イ 300 m²以上のもの 310,000 円

8 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5 の例により算定した額と 6 の例により算定した額を合算した額とする。

9～11 (略)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	(1)1 戸建ての住宅	床面積の合計が <u>200 m²未満</u> のもの	21,000 円
		1 件につき	
		床面積の合計が <u>200 m²以上</u> のもの	24,000 円
		1 件につき	
	(2) (略)		
	(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が <u>300 m²未満</u> のもの	58,000 円
		1 件につき	
		床面積の合計が <u>300 m²以上</u> のもの	75,000 円
		1 件につき	

する事務の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²以下のもの 105,000 円

イ 300 m²を超えるもの 161,000 円

7 (4)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²以下のもの 243,000 円

イ 300 m²を超えるもの 375,000 円

8 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、5 の例により算定した額と 6 の例により算定した額を合算した額とする。

9～11 (略)

低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	(1)1 戸建ての住宅	1 件につき	24,000 円
	(2) (略)		
	(3)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分	床面積の合計が <u>300 m²以下</u> のもの	58,000 円
		1 件につき	
		床面積の合計が <u>300 m²を超える</u> もの	95,000 円
		1 件につき	

数 料	(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 未満のもの 1 件につき	127,000 円
		床面積の合計が <u>300 m²</u> 以上のもの 1 件につき	163,000 円
備考 1～3 (略) 4 (1)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 200 m ² 未満のもの 18,000 円 イ 200 m ² 以上のもの 21,000 円 5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 1 戸のもの 21,000 円 イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 59,000 円 ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 63,000 円 エ 11 戸以上 25 戸以下のもの 80,000 円 オ 26 戸以上のもの 107,000 円 6 (3)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア <u>300 m²未満</u> のもの 53,000			

数 料	(4)非住宅建築物のうち工場等の用に供する部分以外の部分	床面積の合計が <u>300 m²</u> 以下のもの 1 件につき	127,000 円
		床面積の合計が <u>300 m²</u> を超えるもの 1 件につき	202,000 円
備考 1～3 (略) 4 (1)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、 <u>21,000 円</u> を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 5 (2)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア 1 戸のもの 21,000 円 イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 59,000 円 ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 63,000 円 エ 11 戸以上 25 戸以下のもの 80,000 円 オ 26 戸以上のもの 107,000 円 6 (3)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。 ア <u>300 m²以下</u> のもの 53,000			

議案第 17 号 参考資料

		円			円
		イ <u>300 m²以上のもの</u> <u>67,000</u>			イ <u>300 m²を超えるもの</u> <u>81,000</u>
		円			0 円
		7 (4)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。			7 (4)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
		ア <u>300 m²未満のもの</u> <u>122,000</u>			ア <u>300 m²以下のもの</u> <u>122,000</u>
		円			円
		イ <u>300 m²以上のもの</u> <u>155,000</u>			イ <u>300 m²を超えるもの</u> <u>188,000</u>
		円			00 円
		8 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、5 の例により算定した額と 6 の例により算定した額を合算した額とする。			8 1 の場合における申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、5 の例により算定した額と 6 の例により算定した額を合算した額とする。
		9～11 (略)			9～11 (略)
建築物エネルギー消費性能適合性判定等に 関する事務	建築物又は複合建築物に 係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1	(1)非住宅建築物又は複合建築物に 係る非住宅部分(以下この項及び次項において「非住宅建築物等」という。)のうち工場等の用に供する部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	20,000 円	(新設)
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	29,000 円	

号。次項において「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による判定に係るものに限る。)		
(2)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	22,000 円
	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	31,000 円
(3)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外 の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	98,000 円
	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	129,000 円
(4) 非住宅建築物等のうち工場等の用に供す	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	173,000 円

	る部分以外 の部分 (モデル建 物法基準 による判 定に係る ものを除 く。)	床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	234,000 円	
建 築 物 エ	(1)非住宅 建築物等 のうち工 場等の	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	10,000 円	(新設)
ネ ル ギ ー 消 費 性 能	用に供す る部分(モ デル建物 法基準に よる判定 に係るも のに限 る。)	床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	14,000 円	
変 更 適 合 性 判 定 手 数 料	(2)非住宅 建築物等 のうち工 場等の用 に供する 部分(モデ ル建物法 基準によ る判定に 係るもの を除く。)	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	11,000 円	
		床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	15,000 円	
	(3)非住宅 建築物等 のうち工 場等の用 に供する 部分以外 の部分(モ デル建物 法基準に よる判定 に係るも のに限 る。)	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	50,000 円	
		床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	65,000 円	
	(4)非住宅 建築物等 のうち工	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの	87,000 円	

	場等の用に供する部分以外	1 件につき		
	の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	117,000 円	
軽微変更該当証明申請手数料	(1)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	10,000 円	(新設)
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	14,000 円	
	(2)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	11,000 円	
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	15,000 円	
	(3)非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分以外	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	50,000 円	
	の部分(モデル建物法基準による判定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	65,000 円	
	(4)非住宅建築物等	床面積の合計が 300 m ²	87,000 円	

		のうち工場等の用に供する部分以外の部分(モデル建物法基準による判定に係るものを除く。)	未満のもの 1 件につき		
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	117,000 円	
	備考				
	1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。				
	2 非住宅建築物等(工場等の用に供する部分及び工場等の用に供する部分以外の部分を含むものに限る。)について判定を受ける場合の手数料の金額は、(1)若しくは(2)に定める額と(3)若しくは(4)に定める額を合算した額又は当該工場等の用に供する部分の床面積を工場等の用に供する部分以外の部分の床面積とみなした場合の当該床面積の合計に応じ(3)若しくは(4)に定める額のいずれか低い額とする。				
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定	(1)非住宅建築物等(省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準(以下この項において「モデル建物法基準」という。)による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	98,000 円	
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	129,000 円	
建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定	(1)非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分(以下この項において「非住宅建築物等」という。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	98,000 円	
			床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	170,000 円	

に 関 する 事 務	手数料				に 関 する 事 務	令・国土 交通省令 第 1 号。 以下この 項におい て「省 令」とい う。) 第 10 条第 1 号イ(2)及 び同号ロ (2)に定め る基準 (以下こ の項にお いて「モ デル建物 法基準」 とい う。) に よる認定 に係るも のに限 る。)		
	(2)非住宅 建築物等 (モデル 建物法基 準による 認定に係 るものを 除く。)	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	173,000 円		(2)非住宅 建築物等 (モデル 建物法基 準による 認定に係 るものを 除く。)	床面積の合 計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	173,000 円	
		床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	234,000 円			床面積の合 計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	300,000 円	
	(3)～(5) (略)				(3)～(5) (略)			
備考 1～2 (略) 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関が作成した 当該申請に係る法第 35 条第 1 項各号 (法第 36 条第 2 項において準用する場 合を含む。)に掲げる基準に適合して いることを証する書類(以下この項に おいて「誘導基準適合証」という。)の 添付がある場合の手数料の金額は、次 に掲げる床面積の合計の区分に応じ、 それぞれ次に定める額を前記の手数料 の金額から減じた金額とする。					備考 1～2 (略) 3 (1)に係る申請書に、登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関が作成した 当該申請に係る法第 30 条第 1 項各号 (法第 31 条第 2 項において準用する 場合を含む。)に掲げる基準に適合して いることを証する書類(以下この項に おいて「誘導基準適合証」とい う。)の添付がある場合の手数料の金 額は、次に掲げる床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次に定める額を前記 の手数料の金額から減じた金額とする。			

- ア 300 ㎡未満のもの 88,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 113,000 円

4 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 300 ㎡未満のもの 163,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 218,000 円

5 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円
イ 200 ㎡以上のもの 38,000 円

6 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 227,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 249,000 円
ウ 16 戸以上のもの 318,000 円

7 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 119,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 141,000 円
ウ 16 戸以上のもの 210,000 円

8 (略)

9 法第 35 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する

- ア 300 ㎡未満のもの 88,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 143,000 円

4 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 300 ㎡未満のもの 163,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 273,000 円

5 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円
イ 200 ㎡以上のもの 38,000 円

6 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 227,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 249,000 円
ウ 16 戸以上のもの 318,000 円

7 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 119,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 141,000 円
ウ 16 戸以上のもの 210,000 円

8 (略)

9 法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定す

建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)非住宅建築物等 (モデル建物法基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	50,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	<u>65,000 円</u>
	(2)非住宅建築物等 (モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	87,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	<u>117,000 円</u>
(3)～(5) (略)			

備考

1～3 (略)

4 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 45,000 円

イ 300 m²以上のもの 56,000 円

5 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

る建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)非住宅建築物等 (モデル建物法基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	50,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	<u>86,000 円</u>
	(2)非住宅建築物等 (モデル建物法基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	87,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	<u>151,000 円</u>
(3)～(5) (略)			

備考

1～3 (略)

4 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 45,000 円

イ 300 m²以上のもの 72,000 円

5 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 300 ㎡未満のもの 82,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 108,000 円

6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 200 ㎡未満のもの 18,000 円
イ 200 ㎡以上のもの 20,000 円

7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 114,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 125,000 円

- ウ 16 戸以上のもの 160,000 円

8 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 60,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 71,000 円
ウ 16 戸以上のもの 106,000 円

9 (略)

10 法第 36 条第 2 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

建築物 の	(1)非住宅 建築物 (省令第 1 条第 1 項	床面積の合 計が 300 ㎡ 未満のもの 1 件につき	98,000 円
----------	-----------------------------------	--------------------------------------	----------

- ア 300 ㎡未満のもの 82,000 円
イ 300 ㎡以上のもの 137,000 円

6 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 200 ㎡未満のもの 18,000 円
イ 200 ㎡以上のもの 20,000 円

7 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 114,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 125,000 円

- ウ 16 戸以上のもの 160,000 円

8 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- ア 4 戸以下のもの 60,000 円
イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 71,000 円
ウ 16 戸以上のもの 106,000 円

9 (略)

10 法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、建築物等の確認に関する事務の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

建築物 の	(1)非住宅 建築物 (省令第 1 条第 1 項	床面積の合 計が 300 ㎡ 未満のもの 1 件につき	98,000 円
----------	-----------------------------------	--------------------------------------	----------

エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	第 1 号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	129,000 円
	(2)非住宅建築物 (省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	173,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	234,000 円
	(3)～(8) (略)		

備考

1 (略)

2 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (以下この項において「適合証」という。) 又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 88,000 円イ 300 m²以上のもの 113,000 円

3 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 163,000 円イ 300 m²以上のもの 218,000 円

4 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合

エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	項第 1 号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	170,000 円
	(2)非住宅建築物 (省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準による認定に係るものを除く。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの 1 件につき	173,000 円
		床面積の合計が 300 m ² 以上のもの 1 件につき	300,000 円
	(3)～(8) (略)		

備考

1 (略)

2 (1)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第 2 条第 3 号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (以下この項において「適合証」という。) 又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 88,000 円イ 300 m²以上のもの 143,000 円

3 (2)に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 300 m²未満のもの 163,000 円イ 300 m²以上のもの 273,000 円

4 (3)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 16,000 円

イ 200 ㎡以上のもの 17,000 円

5 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円

イ 200 ㎡以上のもの 38,000 円

6 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 92,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 97,000 円

ウ 16 戸以上のもの 124,000 円

7 (6)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 227,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 249,000 円

ウ 16 戸以上のもの 318,000 円

8 (7)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 48,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 56,000 円

計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 16,000 円

イ 200 ㎡以上のもの 17,000 円

5 (4)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 200 ㎡未満のもの 34,000 円

イ 200 ㎡以上のもの 38,000 円

6 (5)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 92,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 97,000 円

ウ 16 戸以上のもの 124,000 円

7 (6)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 227,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 249,000 円

ウ 16 戸以上のもの 318,000 円

8 (7)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 48,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 56,000 円

ウ 16 戸以上のもの 82,000 円

9 (8)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 119,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 141,000 円

ウ 16 戸以上のもの 210,000 円

10 1 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2 又は 3 の例により算定した額と 6 から 9 までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

ウ 16 戸以上のもの 82,000 円

9 (8)に係る申請書に、登録住宅性能評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

ア 4 戸以下のもの 119,000 円

イ 5 戸以上 15 戸以下のもの 141,000 円

ウ 16 戸以上のもの 210,000 円

10 1 の場合における申請書に、登録判定評価機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2 又は 3 の例により算定した額と 6 から 9 までのいずれかの例により算定した額を合算した額とする。

長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

福祉事務所の組織に関する規定を整理するもの

2 改正の内容

福祉事務所の組織に関する規定を次のとおり改める。(第3条関係)

【改正前】福祉事務所に必要な課及び係を置く。

【改正後】福祉事務所に必要な課を置く。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 その他

福祉事務所の組織及び事務分掌の細則的な事項については、これまで同様条例施行規則に定めます。

長門市福祉事務所設置条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (組織) 第 3 条 福祉事務所に必要な課 _____ を置く。	本則 (組織) 第 3 条 福祉事務所に必要な課 <u>及び係</u> を置く。

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令で定められている保険料の賦課に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

租税特別措置法が改正され、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、保険料の所得割額の算定に係る規定について改正する。

(第 16 条関係)

3 施行期日

公布の日

※改正後の規定は、令和 3 年度分以後の年度分の国民健康保険料について適用する。

長門市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現行
本則 第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株	本則 第 6 章 保険料 (一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第 16 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。第 22 条において「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第 18 条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険制度における所得指標について、所要の改正を行うもの。

また、第 8 次長門市高齢者健康福祉計画策定に伴い、介護保険料の改定について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 保険料に係る所得段階の算定方法

(第 4 条第 1 項第 6 号、附則第 9 項、附則第 10 項、附則第 11 項関係)

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされた。これに伴い、介護保険料の算定において意図せざる影響や不利益が生じないように、保険料算定に関する基準を改正する。

I 第 1 段階から第 5 段階

ア 所得金額調整控除の適用がある場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする。）

イ 所得金額調整控除の適用がない場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする）。

II 第 6 段階から第 10 段階

当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする。）

(2) 介護保険料の改定（第 4 条（第 1 項第 6 号の改正を除く。）、第 5 条関係）

第 8 次長門市高齢者健康福祉計画において、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 箇年の介護保険料を第 7 次計画（平成 30 年度から令和 2 年度）と同額の 4,990 円に据え置くこととした。これに伴い、関連する規定を改正する。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 その他

改正後の規定は、令和 3 年度分以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長門市介護保険条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (保険料の額) 第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 7 1,856 円 ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。</u>以下この項において同じ。)が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (7)～(10) (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、17,964 円とする。</u> 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の額について準用する。</u>この場	本則 (保険料の額) 第 4 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度における保険料の額は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 7 1,856 円 ア 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。) (租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____ _____又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額_____ _____とする。以下この項において同じ。)が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (7)～(10) (略) 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、17,964 円とする。</u> 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度における保険料の額について準用する。</u>この場合において、前項中「17,964

合において、前項中「17,964 円」とあるのは、「29,940 円」と読み替えるものとする。 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料の額について準用する。</u>この場合において、第 2 項中「17,964 円」とあるのは、「41,916 円」と読み替えるものとする。 (普通徴収に係る納期) 第 5 条 (略) 2 (略) 3 <u>保険料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</u> 4 (略) 附 則 1～8 (略) (<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例</u>) 9 <u>第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u> 10 前項の規定は、令和 4 年度におけ	円」とあるのは、「29,940 円」と読み替えるものとする。 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u>における保険料の額について準用する。この場合において、第 2 項中「17,964 円」とあるのは、「41,916 円」と読み替えるものとする。 (普通徴収に係る納期) 第 5 条 (略) 2 (略) (新設) 3 (略) 附 則 1～8 (略) (新設) (新設)
--	---

<u>る保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。</u> <u>11 附則第 9 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。</u>	(新設)
--	-------------

長門市農業近代化資金助成条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

条例中で規定する融資機関の名称について、整理を行うもの

2 改正の内容

融資機関名の修正（第 2 条関係）

【改正前】長門大津農業協同組合、山口県農業信用協同組合連合会

【改正後】山口県農業協同組合、山口県信用農業協同組合連合会

3 施行期日

公布の日

長門市農業近代化資金助成条例新旧対照表

改正後	現行
本則 (定義) 第 2 条 (略) 2 この条例において「融資機関」とは、<u>山口県農業協同組合、山口県信用農業協同組合連合会</u>及び株式会社山口銀行をいう。 3 (略)	本則 (定義) 第 2 条 (略) 2 この条例において「融資機関」とは、<u>長門大津農業協同組合、山口県農業信用協同組合連合会</u>及び株式会社山口銀行をいう。 3 (略)

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

湯町市営住宅の解体・廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第 3 条関係）長門地区

（1）湯町市営住宅の削除

3 施行期日

公布の日

長門市営住宅条例新旧対照表

改正後				現行			
別表(第 3 条関係) 長門地区				別表(第 3 条関係) 長門地区			
名称	設置場所	構造	建設年度	名称	設置場所	構造	建設年度
(略)				(略)			
立野市 営住宅	長門市西深 川 4313 番 地 1	簡易耐 火平屋 建	昭和 4 3 年	立野市 営住宅	長門市西深 川 4313 番 地 1	簡易耐 火平屋 建	昭和 4 3 年
		簡易耐 火 2 階 建	昭和 4 4 年			簡易耐 火 2 階 建	昭和 4 4 年
(削る)				(削る)			
仙崎市 営住宅	長門市仙崎 1640 番地 2	中層耐 火 5 階 建	昭和 4 6 年度	仙崎市 営住宅	長門市仙崎 1640 番地 2	中層耐 火 5 階 建	昭和 4 6 年度
		中層耐 火 5 階 建	昭和 5 5 年度			中層耐 火 5 階 建	昭和 5 5 年度
(略)				(略)			

**長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
の一部を改正する条例**

1 趣旨

農業集落排水事業で行っていた青海地区処理施設及び開作地区処理施設を廃止し、令和 3 年 4 月 1 日から公共下水道事業の東深川処理区へ統合し供用開始することから、処理区域の変更を要するため、関係する条例の規定を整理するもの。

2 改正の概要等

改正する条例及び改正内容は、次のとおり

条例名	改正内容	関係条項	備考
長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	「青海処理区」と「開作処理区」を農業集落排水事業の処理区域から削る。	第 2 条第 3 項の表	
長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例	「青海処理区」と「開作処理区」に係る受益者分担金の規定を削る。	別表	附則第 2 項による改正
長門市農業集落排水処理施設条例	「青海処理区」と「開作処理区」に係る処理施設を廃止	別表第 1	附則第 3 項による改正
長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例	東深川処理区の受益者負担金に係る規定に「青海処理分区」と「開作処理分区」を新設	別表	附則第 4 項による改正

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 その他

公共下水道への統合による受益者負担金、下水道料金の変更はありません。

長門市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	現行																																											
本則 (経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の処理区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>処理区域</th></tr> <tr> <td rowspan="3">公共下水道事業</td><td>東深川処理区</td></tr> <tr> <td>俵山処理区</td></tr> <tr> <td>黄波戸処理区</td></tr> <tr> <td rowspan="12">農業集落排水事業</td><td>(削る)</td></tr> <tr> <td>渋木処理区</td></tr> <tr> <td>南俵山処理区</td></tr> <tr> <td>宗頭処理区</td></tr> <tr> <td>中小野処理区</td></tr> <tr> <td>三隅中処理区</td></tr> <tr> <td>豊原処理区</td></tr> <tr> <td>三隅下処理区</td></tr> <tr> <td>古市処理区</td></tr> <tr> <td>日置南部処理区</td></tr> <tr> <td>日置北部処理区</td></tr> <tr> <td>油谷中央処理区</td></tr> <tr> <td>漁業集落排水事業</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	処理区域	公共下水道事業	東深川処理区	俵山処理区	黄波戸処理区	農業集落排水事業	(削る)	渋木処理区	南俵山処理区	宗頭処理区	中小野処理区	三隅中処理区	豊原処理区	三隅下処理区	古市処理区	日置南部処理区	日置北部処理区	油谷中央処理区	漁業集落排水事業	(略)	本則 (経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の処理区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>処理区域</th></tr> <tr> <td rowspan="3">公共下水道事業</td><td>東深川処理区</td></tr> <tr> <td>俵山処理区</td></tr> <tr> <td>黄波戸処理区</td></tr> <tr> <td rowspan="13">農業集落排水事業</td><td>青海処理区</td></tr> <tr> <td>開作処理区</td></tr> <tr> <td>渋木処理区</td></tr> <tr> <td>南俵山処理区</td></tr> <tr> <td>宗頭処理区</td></tr> <tr> <td>中小野処理区</td></tr> <tr> <td>三隅中処理区</td></tr> <tr> <td>豊原処理区</td></tr> <tr> <td>三隅下処理区</td></tr> <tr> <td>古市処理区</td></tr> <tr> <td>日置南部処理区</td></tr> <tr> <td>日置北部処理区</td></tr> <tr> <td>油谷中央処理区</td></tr> <tr> <td>漁業集落排水事業</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	処理区域	公共下水道事業	東深川処理区	俵山処理区	黄波戸処理区	農業集落排水事業	青海処理区	開作処理区	渋木処理区	南俵山処理区	宗頭処理区	中小野処理区	三隅中処理区	豊原処理区	三隅下処理区	古市処理区	日置南部処理区	日置北部処理区	油谷中央処理区	漁業集落排水事業	(略)
区分	処理区域																																											
公共下水道事業	東深川処理区																																											
	俵山処理区																																											
	黄波戸処理区																																											
農業集落排水事業	(削る)																																											
	渋木処理区																																											
	南俵山処理区																																											
	宗頭処理区																																											
	中小野処理区																																											
	三隅中処理区																																											
	豊原処理区																																											
	三隅下処理区																																											
	古市処理区																																											
	日置南部処理区																																											
	日置北部処理区																																											
	油谷中央処理区																																											
漁業集落排水事業	(略)																																											
区分	処理区域																																											
公共下水道事業	東深川処理区																																											
	俵山処理区																																											
	黄波戸処理区																																											
農業集落排水事業	青海処理区																																											
	開作処理区																																											
	渋木処理区																																											
	南俵山処理区																																											
	宗頭処理区																																											
	中小野処理区																																											
	三隅中処理区																																											
	豊原処理区																																											
	三隅下処理区																																											
	古市処理区																																											
	日置南部処理区																																											
	日置北部処理区																																											
	油谷中央処理区																																											
漁業集落排水事業	(略)																																											

附則第 2 項による改正

長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

改正後	現行																		
別表(第 3 条関係) 1 長門地区 <table border="1"> <tr> <td>処理区域名</td><td>1 平方メートル当たり</td></tr> <tr> <td>(削る)</td><td></td></tr> <tr> <td>南俵山地区</td><td>230 円</td></tr> <tr> <td>渋木地区</td><td>230 円</td></tr> </table> 2～3 (略)	処理区域名	1 平方メートル当たり	(削る)		南俵山地区	230 円	渋木地区	230 円	別表(第 3 条関係) 1 長門地区 <table border="1"> <tr> <td>処理区域名</td><td>1 平方メートル当たり</td></tr> <tr> <td>青海地区</td><td>157 円</td></tr> <tr> <td>開作地区</td><td>230 円</td></tr> <tr> <td>南俵山地区</td><td>230 円</td></tr> <tr> <td>渋木地区</td><td>230 円</td></tr> </table> 2～3 (略)	処理区域名	1 平方メートル当たり	青海地区	157 円	開作地区	230 円	南俵山地区	230 円	渋木地区	230 円
処理区域名	1 平方メートル当たり																		
(削る)																			
南俵山地区	230 円																		
渋木地区	230 円																		
処理区域名	1 平方メートル当たり																		
青海地区	157 円																		
開作地区	230 円																		
南俵山地区	230 円																		
渋木地区	230 円																		

附則第 3 項による改正

長門市農業集落排水処理施設条例新旧対照表

改正後			現行		
別表第 1(第 2 条関係)			別表第 1(第 2 条関係)		
施設の 名称	処理区域	処理場の位置	施設の 名称	処理区域	処理場の位置
(削る)			青海地区農業集落排水処理施設	青海区	長門市仙崎 3112 番地 1
			開作地区農業集落排水処理施設	開作区	長門市西深川 1420 番地
南俵山地区農業集落排水処理施設	(略)		南俵山地区農業集落排水処理施設	(略)	
(略)			(略)		

附則第 4 項による改正

長門市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例新旧対照表

改正後			現行		
別表(第 4 条関係)			別表(第 4 条関係)		
1 長門地区			1 長門地区		
処理区域の名称		単位負担金の額	処理区域の名称		単位負担金の額
処理区 の名称	処理分区の 名称		処理区 の名称	処理分区の名称	
俵山処理区	—	1 平方メートル当たり 157 円	俵山処理区	—	1 平方メートル当たり 157 円
東深川処理区	北部処理分区 南部処理分区 田屋処理分区 湯本処理分区 (三ノ瀬地区を除く。)		東深川処理区	北部処理分区 南部処理分区 田屋処理分区 湯本処理分区 (三ノ瀬地区を除く。)	

<u>東深川処理分区</u> <u>白潟処理分区</u> (小浜地区を除く。)		<u>東深川処理分区</u> <u>白潟処理分区</u> (小浜地区を除く。)	
<u>網田処理分区</u> <u>東湊処理分区</u> <u>上郷処理分区</u> <u>青海処理分区</u>		<u>網田処理分区</u> <u>東湊処理分区</u> <u>上郷処理分区</u> (新設)	
<u>河原板持処理分区</u>	<u>1 平方メートル当たり</u>	<u>河原板持処理分区</u>	<u>1 平方メートル当たり</u>
<u>上川西処理分区</u>	<u>230 円</u>	<u>上川西処理分区</u>	<u>230 円</u>
<u>大泊処理分区</u>		<u>大泊処理分区</u>	
<u>三ヶ村処理分区</u>		<u>三ヶ村処理分区</u>	
<u>下川西第 1 処理分区</u>		<u>下川西第 1 処理分区</u>	
<u>下川西第 2 処理分区</u>		<u>下川西第 2 処理分区</u>	
<u>境川処理分区</u>		<u>境川処理分区</u>	
<u>白潟処理分区</u> (小浜地区)		<u>白潟処理分区</u> (小浜地区)	
<u>湯本処理分区</u> (三ノ瀬地区)		<u>湯本処理分区</u> (三ノ瀬地区)	
<u>開作処理分区</u>		(新設)	
2 日置地区 (表は省略)		2 日置地区 (表は省略)	

長門市特産品販売センター条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

長門市特産品販売センター条例は、平成 5 年度（旧油谷町）に建設された伊上特産品販売センターの施設の管理、使用に関して定めたものである。

当該施設の目的は、特産品の展示販売及び開発に資するために設置されたものであり、これまで地元特産品販売をはじめ、飲食店（中華料理店）としての活用が行われてきたが、平成 18 年 10 月に営業不振を理由に閉店され、同時に指定管理団体であった伊上はってん倶楽部も解散され、指定管理者の指定の取消しがされている。

平成 19 年以降は、地元や民間企業による活用を検討してきたが、有効な活用策がないまま現在に至っており、今後も行政財産としての目的である特産品展示販売及び開発に資するための施設としての活用が見込めないことから、新たに普通財産としての利活用を推進するため条例を廃止するもの。

2 施行期日

公布の日

長門市くじら資料館の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称 長門市くじら資料館

施設の位置 長門市通 671 番地 17

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年）

3 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団

事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1

代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

35,755,000 円

5 業務内容

資料の展示に関すること。

通地区における資料の収集及び保管に関すること。

地域民族芸能の伝承に関すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

6 指定管理者選定の経緯

くじら資料館は、古式捕鯨に係る民俗資料の保存、展示と地域活性化を目的に平成 5 年 11 月に開館した施設であり、近年は利用者が減少傾向となっていることから、民間の力を活用し、魅力・知名度の向上を図ることにより、文化交流人口の増を目指し、次の理由から長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらない指定をした。

- ① 公益財団法人の運営方針とくじら資料館の設置目的が一致している。
- ② 当市の文化拠点施設であるルネッサながとを管理・運営してきた実績がある。
- ③ ルネッサながとを活かし、くじら資料館と連携できる企画の実施が可能となる。
- ④ 学芸員など専門的な知識を持つ職員や豊富な経験を有する職員の活用が期待できる。

村田清風記念館の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称 村田清風記念館

施設の位置 長門市三隅下 2510 番地 1

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年）

3 指定管理者候補者

名 称 公益財団法人 長門市文化振興財団

事業所の所在地 長門市仙崎 10818 番地 1

代 表 者 代表理事 大谷 恒雄

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

46,645,000 円

5 業務内容

遺品等及び民俗資料の収集、保存、展示に関すること。

民族資料の調査及び研究に関すること。

文化財保護の啓発、普及に関すること。

施設及び設備の維持管理に関すること。

6 指定管理者選定の経緯

村田清風記念館は、郷土の先賢である村田清風及び周布正之助の遺品・資料を保存、展示する資料館として平成 7 年 11 月に開館した施設であり、近年は利用者が減少傾向となっていることから、民間の力を活用し、魅力・知名度の向上を図ることにより、文化交流人口の増を目指し、次の理由から長門市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、公募によらない指定をした。

- ① 公益財団法人の運営方針と村田清風記念館の設置目的が一致している。
- ② 当市の文化拠点施設であるルネッサながとを管理・運営してきた実績がある。
- ③ ルネッサながとを活かし、村田清風記念館と連携できる企画の実施が可能となる。
- ④ 学芸員など専門的な知識を持つ職員や豊富な経験を有する職員の活用が期待できる。

木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

施設の名称 木育推進拠点施設 長門おもちゃ美術館

施設の位置 長門市仙崎 4297 番地 6

2 指定管理者候補者

名 称 特定非営利活動法人 人と木

事業所の所在地 長門市仙崎 4297 番地 1

代 表 者 理事長 岩本 美枝

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（3 年）

4 指定管理料の額（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

37,389,000 円

5 業務内容

（1）施設の管理

（2）施設の運営

（3）木育事業の実施

6 指定管理者選定の経緯

木育推進拠点施設長門おもちゃ美術館は、林業・木材産業の成長産業化及び子育て世代に選ばれるまちの実現を目指し、木育を核とした取組を推進し、広く教育や文化に及ぶ住民福祉の向上に資することを目的とする施設です。

特定非営利活動法人人と木は、「木育に関する事業を行い、木育を通じて地域活性化に寄与する」ことを目的として平成 28 年 5 月に設立され、以降この施設の設置目的と合致する様々な事業に取り組み、平成 30 年 4 月からは施設の運営を担われています。

特定非営利活動法人人と木は、志を一にする多くのボランティアスタッフを有し木育の推進に取り組む県内唯一の団体であり、そのボランティアスタッフは、国の木育推進事業による人材養成講座を受講し、木育に関するノウハウが培われた人材であり、この豊富な人的資源が自主的・主体的に施設運営に関わることで、今後においても効率的かつ効果的な運営が期待できます。

また、施設の開館以来、運営主体として極めて安全安心に配慮した責任あ

る対応がなされるとともに、幅広い世代を対象としたワークショップや企業とのパートナー連携など、趣向を凝らした様々な取組を主体的に展開してこられたことから、今後、施設の指定管理者を公募するにあたり、継続的な施設運営を鑑みると指定管理制度への円滑な移行と発展的な事業運営が可能となる団体は、特定非営利活動法人人と木以外ないものと判断しました。

したがって、「長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条第2項第1号の規定を適用し、公募によらず特定非営利活動法人人と木を指定管理者の候補として選定し、公募しない理由とします。

市道路線の認定について

1 路線名

路線名	認定路線	
	起点	終点
石尺西中ノ坪線	東深川字西中ノ坪 905 番 2	東深川字丁ヶ坪 870 番 1

2 位置

長門市 東深川 地内

※別添「市道路線図」のとおり

3 橋梁名

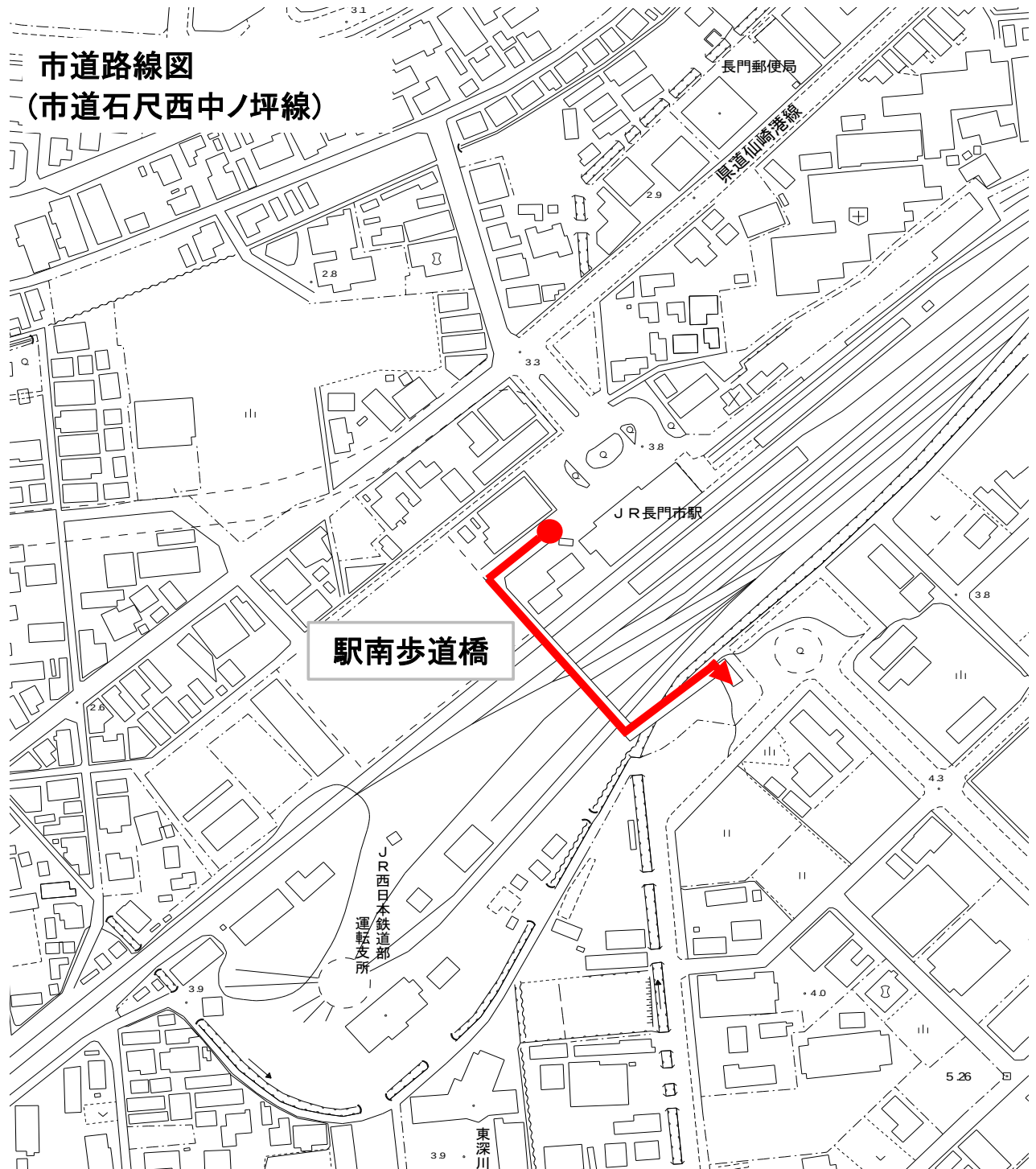
駅南歩道橋

4 橋梁規模

全長約 180m、幅員 4 m、鋼鉄造

5 概要

本路線は、長門市駅（山陰本線）を跨ぐ歩行者専用の跨線橋として、昭和 60 年 3 月 29 日に「駅南土地区画整理事業」の一環として設置された歩道橋であるが、今後は市道として維持管理を行うため、令和 3 年 4 月 1 日付けで市道認定を行うもの。



凡 例	
新 規	
起 点	
終 点	

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

1 趣旨

宇部・阿知須公共下水道組合の解散に伴い、令和3年3月31日限り、山口
県市町総合事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、組合規約を
変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290
条の規定により、市議会の議決を求めるもの

2 改正の内容

「宇部・阿知須公共下水道組合」を削る。(規約別表第1、別表第2関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

山口県市町総合事務組合規約 新旧対照表

新	旧																								
別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係) 山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合____、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	別表第 1 組合を組織する地方公共団体(第 2 条関係) 山口県内の全市町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、<u>宇部・阿知須公共下水道組合</u>、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合																								
別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第 3 条関係) <table border="1" data-bbox="172 757 778 1070"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>2 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>3 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>4 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>5 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 6 第 3 条第 6 号に規定する事務 宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合____、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防	共同処理する事務	共同処理する団体	1 略	略	2 略	略	3 略	略	4 略	略	5 略	略	別表第 2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第 3 条関係) <table border="1" data-bbox="833 757 1439 1070"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th><th>共同処理する団体</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>2 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>3 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>4 略</td><td>略</td></tr> <tr><td>5 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 6 第 3 条第 6 号に規定する事務 宇部市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、山口市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。)、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、<u>宇部・阿知須公共下水道組合</u>、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防	共同処理する事務	共同処理する団体	1 略	略	2 略	略	3 略	略	4 略	略	5 略	略
共同処理する事務	共同処理する団体																								
1 略	略																								
2 略	略																								
3 略	略																								
4 略	略																								
5 略	略																								
共同処理する事務	共同処理する団体																								
1 略	略																								
2 略	略																								
3 略	略																								
4 略	略																								
5 略	略																								

	組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合		組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
7 略	略	7 略	略
8 第3条 第8号に 規定する 事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合 _____、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	8 第3条 第8号に 規定する 事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、 <u>宇部・阿知須公共下水道組合</u> 、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 略	略	9 略	略
10 略	略	10 略	略
11 第3条 第11号に 規定する 事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合 _____、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合	11 第3条 第11号に 規定する 事務	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、 <u>宇部・阿知須公共下水道組合</u> 、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合

人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱します。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります^{ささはらよしまさ}笹原芳正氏、^{くまのきょうこ}熊野恭子氏の2名の任期が本年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者について市議会の意見を求める。

3 候補者の氏名・住所・略歴等

(1) 議案第 30 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 重原 敏男（しげはら としお）
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

新任・再任の別 新任

(2) 議案第 31 号

住 所 [REDACTED]
氏 名 原田 真由美（はらだ まゆみ）
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED]
[REDACTED]

新任・再任の別 新任

4 委員の任期

令和3年7月1日から令和6年6月30日（3年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

長門市教育委員会委員の任命について

1 提案の理由

中野美佐子（なかの みさこ）教育委員会委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、新たに阿波ひろみ氏を委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。

2 候補者の氏名・住所

氏名 阿波 ひろみ（あわ ひろみ）

住所

3 候補者の略歴

4 候補者の委員任期

令和 3 年 5 月 19 日から令和 7 年 5 月 18 日（4 年間）

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定める
ことについて）

1 事故の発生日時

令和2年10月27日 午前11時50分頃

2 事故の発生場所

国道316号渋木トンネル内

3 損害賠償の相手方

住所

氏名

4 事故の概要

令和2年10月27日午前11時50分頃、国道316号渋木トンネル内を走行
していたところ、前方を走行中の相手方車両が減速した際に、相手方車両の後
部に追突し、損害を与えたもの

5 損害の程度

（1）相手方

ア 人的損害 あり

イ 物的損害 車両後方部破損

（2）市側

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両前方部破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝10：0

7 損害賠償の額

金 294,987 円

（内訳）車両修理代 294,987 円

※人的損害に対する損害賠償については、相手方が治癒され損害賠償の額が確
定しましたら、迅速に対応し、議会に報告いたします。

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）